

インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会  
第6回会議

日時 令和3年9月24日(金)18時～  
場所 公益社団法人商事法務研究会  
\*オンラインにて開催

○**宍戸（座長）** インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」の第6回会合を開催させていただきます。まず、資料の確認などにつきまして、事務局からお願いいたします。

○**事務局** 本日もウェブ会議システムで進めさせていただきます。まず、事前にお届けいたしました資料の確認をさせていただきます。本日は、法務省にご作成いただいた資料1から資料6をメールにてお届けしております。資料はお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここからは宍戸先生に議事進行をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○**宍戸** 議事に入ります。前回は論点1の議論を終え、論点2の(2)「なりすまし行為自体が違法と言えない場合の法律構成」まで進みました。今回の検討はそこから再開して、論点3を終え、できれば論点4まで進みたいと思っています。

まず、法務省から論点2について、ご準備いただいた資料についてご説明をお願いいたします。

○**唐澤** 法務省の唐澤でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。資料について、ご説明申し上げます。

資料1は論点表です。今回ご議論いただくことが考えられる論点2から論点4までになりますが、その中身をお示ししたものです。前回のものに論点4を加えましたが、この論点4については、第2回の資料1、論点たたき台改訂版の論点4の部分から変更はございません。次に、資料2は論点1に関する私案です。今回の論点2の(2)アイデンティティ権に関するご議論でご利用いただくため、ご用意させていただきました。この資料2は、前回及び前々回の資料2と同じもので、その作成の趣旨や私案としての位置付け等は、従前に申し上げていたところと共通しております。資料3は論点1に関する裁判例で、前回の資料3と同じです。資料4は論点2に関する私案で、資料5はこれに関する裁判例となっています。それぞれ、前回の資料4及び資料5と同じものです。資料4の私案としての位置付けは従前と同じです。この資料4につきましては、ご議論の便宜を考慮し、論点項目の順序を資料1の論点表の2と入れ替えて、アイデンティティ権に関する記載が最後にくるようにしております。法務省からの説明は、ひとまず以上です。

○**宍戸** 資料に対するご質問などについては論点の検討の中でも触れていただければと思いますので、ひとまず先に進ませていただきます。

そこで、論点2についての議論から入りたいと思います。前回は、(2)の「なりすまし行為自体が違法と言えない場合の法律構成」に入ったところまで進みました。資料4をご覧いただきたいと思います。こちらで申しますと、9ページの第3の前のところまで、一度ご紹介いただき、また、ひとまずのご議論をいただいたというところですので。これまでと同様、まずは資料4としてご用意いただいたものを議論のたたき台としてご議論いただきたいと思っております。

論点 2 の(2)「なりすまし行為自体が違法と言えない場合の法律構成」、9 ページまでで、前回に続いてご意見、あるいはご質問があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。音声オンにする、あるいは手を挙げるなど然るべき方法で私にお知らせいただければと思います。議論の焦点となりますのは、7 ページからの「6 裁判例を踏まえた考え方の方向性」というところですが、いかがでしょうか。

森先生、お願いいたします。

**○森** 7 ページの「6 裁判例を踏まえた考え方の方向性」ですが、この(1)で 2 つの考え方があると。1 つ目が、「なりすまし投稿により摘示された事実を、当該投稿の内容が表現している対象者に関する事実と構成する考え方」で、もう 1 つが、「対象者が当該なりすまし投稿のような投稿をする人物であるという事実と構成する考え方」ということで、前者については、(1)の 5 行目からですが、なりすましが成功しているかどうかは関係ないということです。後者は、なりすましが成功している場合ということで、その場合に、社会的評価が低下して名誉毀損となるということで結構だと思うのですが、その反対解釈で、なりすましが成功しなければ名誉毀損にならないという考え方なのでしょうか。

前者の考え方と後者の考え方というように分けたとしまして、前者は割と分かりやすく、表現の中身が社会的評価を低下させるようなものかどうかでほぼほぼ決まるということだと思います。後者は、なりすましが成功しなければ、たとえ不名誉なことが書いてあっても名誉毀損ではないと。このような分け方と考えたのですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

**○央戸** 唐澤さん、いかがですか。

**○唐澤** 考え方として、今の前者を A、後者を B とした場合に、A と B が対立し合うような関係にあるというのではなくて、あるなりすましに関する表現行為について名誉毀損の成否が問題となった場合、B という構成やこれに基づく事実の摘示の仕方がある一方で、A という構成が可能であればこれに基づき事実を摘示して名誉毀損であると判断することも考えられると。対立することが前提で、B を反対解釈して、なりすましが成功しなければ名誉毀損は成立しないのであるという、見解の対立のようなものではないと考えています。

そのあたりは、その前に分類させていただいた裁判例をも踏まえていくつか書かせていただきました。

**○森** 2 つご趣旨があったかと思いました。1 つは、A と B は対立しないということで、A と B は併存し得るということで、それは全くそのとおりだと思います。B のほうは、なりすましが成功しなければ権利侵害はないというような考え方に整理していただいたほうが、B 自体の中身として分かりやすいかなとは思いました。

また、この資料の中に引用があったかどうかは分かりませんが、名古屋地裁平成 17 年 1 月 21 日判決では、〇〇木材という会社の社長になりすまして、「〇〇 m o k u z a i - s h a c h o ……」という名前でアカウント名を使って投稿しているのですが、全くな

りすましは成功していないということで権利侵害はないと判断していたと思います。ですので、A と B は両立する、B はなりすましが成功しなければ権利侵害はなしという考え方をさせていただくのがいいように思いました。

○**夙戸** 今の点も含めて、いかがでしょうか。

○**曾我部** 今の点なのですが、私も 6 の(1)は両方あり得るということだと理解していたのですが、書きぶりの話で、これだと 2 つ構成の仕方があるけれども、どちらがいいですかというふうに見えます。これはケース・バイ・ケースで、適切なアプローチを取るといような書きぶりのほうがいいかなと思いましたが、一言申し上げたいと思います。

○**唐澤** ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、検討させていただければ幸いです。

○**夙戸** 問題になっているケースの文脈とか表現の内容によっても、これは A の考え方、B の考え方が両方当てはまる場合、A で問題がある場合、B でしか問題にならない場合、B しか問題にならないけれどもなりすましが奏効しなかったので名誉毀損等は成立しない場合というようにいろいろあるということです。こういう 2 つの考え方があるというだけだと少し分かりづらくもかもしれません。

○**森** 全く異存はありません。少し角度を変えた問題を申しますと、ここまでの裁判例等は、なりすましが成功したとしたら、この人は不見識なことを言う人だということによって社会的評価が低下する、一方、なりすましが成功しなくても、この人は馬鹿なことをやる人だということによって社会的評価が低下するという、つまりいずれも、表現内容に中心が置かれているものでした。

それでは、なりすましには成功したけれども、発言自体はニュートラルなものであって、馬鹿なことを言っているわけではなく、不見識なことを言っているわけではないけれども、私としては全くそのようなことは考えていないということと言われてしまった場合に、名誉毀損が成立するか。このような話はおそらく判例から結論を導けないように思うのですが、個人的には興味深い問題だと思っております。

○**夙戸** それはのちほど取り上げる、いわゆるアイデンティティ権などに関わる問題でもありますね。

○**森** そうですね。そのとおりだと思います。

○**夙戸** 名誉毀損について、6 の(1)では社会的評価を低下させる事態ということで決め打ちをした上で、いくつかの筋道、あるいは文脈、問題のある表現、あるいは主体と表現の紐付けによって、社会的評価が低下し得る場合というところで、今ご議論いただいたようなことで整理をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○**森** 異存ありません。

○**森田** 用語の問題だけかもしれませんが、なりすましに成功しない場合も「なりすまし」と呼ぶということでしょうか。それはなりすましではなくて、事実の摘示の仕方の 1 つのテクニックのようなものであって、それを「なりすまし」と言ってしまうと、分かり

にくいように思います。なりすましが成功していないのに、なぜそれがなりすましとして違法なのかということになるので、そのあたりの用語を工夫されているのかもしれませんが、もう少し整理できないかなと思いました。

**○央戸** 「なりすまそうとする」など、きちんと整理したほうがいいですね。おっしゃるとおりです。

論点 2 の(2)については、ひとまず、一通りご議論いただいたということでよろしいでしょうか。それでは、また後で何かお気付きの点があればいただくこととした上で、次に進ませていただきたいと思います。

論点 2 の(3)です。なりすまし行為——これにはなりすました行為、あるいはなりすまそうとした行為の両方を含むのかもしれませんが、それ自体が違法と言えない場合のアカウント自体の削除について議論を進めたいと思います。具体的に申しますと、資料 4 の 9 ページの第 3「既存の人格権の侵害を理由とするアカウント自体の削除」という標題で、たたき台をご用意いただいているところです。これを出発点として、ご議論いただけないかと思います。法務省からご説明いただけますか。

**○唐澤** このアカウント自体の削除の問題に関しては、裁判例を踏まえて、13 ページ以下で考えの方向性について書かせていただいております。

13 ページの一番下のほうに(1)とありまして、少々補足させていただきますと、(1)では出発点として、インターネット上の投稿等が人格権を侵害する場合の削除の範囲については表現行為ごとに考え、原則として削除は当該投稿に限られるもので、当該投稿の中の一部の情報だけが削除できるということではなく、また、人格権を侵害する投稿とは別の投稿等を削除できるということでもないのだということを記載しております。

そうすると、(2)のアカウントの削除については、原則としてなかなか難しいと考えられるのですが、特段の事情がある場合、例えば少なくとも人格権を侵害する目的でアカウントが開設されている、そして、当該アカウント上の表現行為がいずれも人格権を侵害するようなものであるといった場合には、例外的にアカウント自体の削除を認めることができるのではないかと考えたものです。

さらに関連する論点として、「電子掲示板のスレッド自体の削除」、ウェブページ全体の削除について取り上げております。これらについても、原則、なかなか難しいところがあると考えておりますが、裁判例を踏まえると、これは一切できないということではなくて、具体的な事情次第では削除できる場合もあるものと考えられるといったまとめにさせていただきました。取りあえずは以上です。

**○央戸** それでは、この点について、どこからでも自由にご議論いただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○森** 私は、これは全体的な方向性として、基本的には異論はございません。

形式的なことですが、11 ページの 2 の(1)の「電子掲示板のスレッド自体の削除」のところ、下から 2 行目に「東京地判平成 27 年 1 月 15 日」となっているのですが、これは

(1)のスレッド自体の削除ではなくて、(2)の「ウェブページ全体の削除」の判決であるように思われますので、移動していただいたほうが良いと思います。

と言うのは、12 ページの 5 行目の後半ですが、「被告は、本件スレッドを個別に削除する権限はなく、また、名誉を毀損するものであれば、被告のレンタルサーバサービスの契約に関する所定の約款に基づき、サービスの一時停止やサービスの利用制限をすることができるとしているのであるから、本件については、本件ウェブページを削除することによって人格権侵害を防止することが認められるというべきである」ということですので、これは(2)の判決にさせていただいて、最後の行、(2)のすぐ上に「スレッド自体の削除」とありますが、これを「ウェブページの削除」と直してさせていただいて、(2)に入れていただくのが良いと思います。

**○ 央戸** 判決の位置付け自体の問題ですね。いかがでしょうか。

**○ 唐澤** 今ご指摘の点ですが、スレッドの問題なのかウェブページの問題なのか、判決文の概要では「本件スレッドのウェブページ」という微妙な表現が使われるなど、どちらとも読めるような内容にもなっておりまして、ひとまずは、スレッドという前提で整理をさせていただいたところですが、ご指摘を踏まえてもう一度検討させていただきたいと思います。

**○ 央戸** そこは精査いただければいいかなと思います。橋本先生、お待たせいたしました。

**○ 橋本** アカウントの削除についてですが、なりすましを行っている場面で、例えばアカウント名がなりすましの手段になっている場合ですと、アカウントを削除するという対応は非常に分かりやすい一方で、それ以外の場面について、理屈をどうやって立てるのが気になります。

これまで多数の権利侵害になるような投稿がされている場合に、アカウントの削除によってそういった投稿をまとめて削除することには、実際的な意味がありそうです。ただ、ここの記述で考えているのはそういうことではなく、今後投稿させないためにアカウントを削除することを考えておられる。現にある妨害の停止ではなくて、妨害予防の請求のほうを考えておられるものと思います。ですが、アカウントを削除した場合にも、ほかのアカウントを作ってそこから投稿することは可能なわけです。また、今後の投稿を封じるためには、間接強制を用いて、名誉毀損に当たるような同種の発信をした場合に強制金を命じるという対応もあり得るところです。

だとしますと、アカウントの削除までする必要性や、削除の実際的な意味がどのあたりにあるかについても、説明が要るように思います。例えば、フォロワーが付いているアカウントなので、そのフォロワーとの関係を一旦断ち切るところに、アカウントを消滅させる実際的な意味があるということなのではないでしょうか。そのあたりのこともご教示いただければと思います。

妨害予防の請求のためには、将来の権利侵害情報の投稿を予防するための措置として、

アカウントの削除が必要であり、適切でもある、と言えなければならないはずです。人格権侵害の目的でアカウントが開設されている場合は結論としてアカウント削除の請求ができてよさそうですが、必要性、適切性の観点から、どのように絞りをかけるのかが気になるところです。

○**央戸** 唐澤さん、いかがですか。

○**唐澤** ありがとうございます。例えば10ページ目のアに掲げられている令和2年2月27日の裁判例にも、真ん中のあたりに、「記事を個別に削除するだけでは権利の救済として不十分であり、上記アカウント自体が原告の名誉権やプライバシーを明白に侵害するものといえる」などと書かれていますとおおり、救済という観点からどこまで必要なのか、正しく救済するためには今後はもう投稿させない、あるいは先生ご指摘のとおり、フォローとの関係を断ち切るということも、考慮の要素となり得るのではないかと思います。

ここでご紹介した裁判例は「明白」という言葉を使っていますが、そのような縛りをつけることも含め、ご指導いただければと思っております。

○**央戸** 橋本先生、今の点はよろしいでしょうか。

○**橋本** はい。

○**曾我部** 私も橋本先生と似たようなことを考えていたのですが、妨害予防請求のようなことが民法上はあり得て、例えば京都朝鮮学校事件などでは、将来のヘイトスピーチの差止めのようなものも命じられています。

それで言うと、削除の範疇を超えるわけではありますが、将来こういうことをしないよという要請のようなものも、人権救済の枠組みで可能なのかどうか。これは人権侵犯事件の処理要領の話になるのですかね。これは削除だけが念頭にあるわけですが、一般には人権救済では、もうちょっと柔軟な警告のようなものがなされ得るのだとすると、それとの関係も含めて、もう少し将来の同種行為の禁止・停止の要請のようなことができるのかどうかというあたりを教えていただければと思っております。

○**央戸** 唐澤さん、お願いいたします。

○**唐澤** 正しく、予防についてどこまで、どういう根拠に基づいてやっていけるのか。これは第1回のおきも、曾我部先生から「予防も入っているではないか」というご指摘をいただいたのを覚えています。抽象的に「予防」という文言はあれども、その範囲として、どこまでが適切なのかというのは、まだ、にわかに固まっていないところかなと思いますので、そこは先ほどおっしゃっていたヘイトとか、それ以外の抽象性のある表現内容、特定人の権利利益の侵害が認められない表現行為について、どこまで踏み込んでやれるのか、どのような形でやるのが適切なのかということになってくると思いますので、また、皆様のご議論を頂戴できればなと思っております。

○**曾我部** ヘイトスピーチの例なので不適切だったのかもしれないのですが、京都朝鮮学校事件の場合は、個別の大勢に対する名誉毀損としてのヘイトスピーチだったので、名誉毀損だとお考えいただければいいと思います。要するに、これまで議論している削除と

いうのは妨害排除請求ですけれども、人格権に基づく請求には予防請求というのもあると思われるので、それを人権救済手続上で、何かそれを反映した手法というのがあり得るのかどうかというお尋ねでありました。

○唐澤 その点について、さらに検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○夙戸 森田先生、お願いいたします。

○森田 今の件ですが、妨害予防という場合には、その対象としては、その人はいかなるアカウントも作ってはいけないということなのか、それとも他人の名誉を毀損するような書き込みをするアカウントを作ってはいけないという縛りがかかるのか。後者だとすると、アカウントを作る段階で、ここに将来どうということが書き込まれるかということ予測するのは難しいので、妨害予防の要件を満たすということは、よほどの特段の事情がない限りは難しいような感じがします。

アカウントの削除自体が予防的な要素があると言うのですが、さらにもう一回アカウントを作ることの妨害予防というのは、かなり程度の差があるような気がいたしました。直前の議論に関するコメントは以上です。

それから、13 ページ以下のまとめの部分ですが、原則は、個々の表現行為のうち人格権を侵害する情報の部分が違法で、それを削除することになるとされます。そして、それを超えてアカウント自体を削除することができるという場合については、このまとめで適切だと思いますが、全体として、人格権を侵害する目的でアカウントを開設したとか、スレッドを立てたということが、これまでの過去の投稿の事実から認定できるという場合であるというように、目的要件を加重することによって、削除の対象となる範囲が広がるという構造で捉えるのが適切ではないかと思います。アカウントそのものが違法行為の手段として使われているということを目的要件によって認定するというロジックです。

そのような考え方を前提にするときは、先ほどの電子掲示板のスレッドの場合は、それを設営している人とそこに書き込む人が別人になりますので、そういう形でスレッドが使われることをずっと容認しているということが、そういう人格権を侵害する道具を提供しているということになるのではないかと思います。投稿の全てが違法でなくても、大多数が他人の名誉を毀損するような書き込みがなされていると評価することができるようなもので、それをそのままにしておくということは、そのように利用されることをいわば容認している、その存在自体が、他人の権利を侵害するような意図で維持されているのだという主観的要件の充足を認定した上で、スレッド全体を削除するということかだと思います。原則の例外を認める場合には、「特段の事情」というだけだと漠としているので、主観的要件で縛りをかけるという構成になっていたほうが、方向性が明らかになるのではないかと思います。

○夙戸 (2)と(3)は、いずれも「例外的に」と書かれていますが、今、森田先生がおっしゃったように、具体的にこういう目的で使われているものということ、あるいはこうい



う目的に資するためにこういうアカウントが使われており、そして、それが人格権の侵害につながるので削除するのだというように理論を書いたほうが、(2)と(3)はいずれもよろしいような気がします。

○唐澤 ありがとうございます。特に、主観的要件についてなのですが、それは、あくまでも客観的な資料に基づいて主観的要件を推認できるのだという前提で、また検討させていただければと思います。

○央戸 先に巻先生、その後に森先生にお願いいたします。

○巻 13 ページの 3 の(1)の削除の範囲についてですが、「原則として……人格権を侵害する情報の部分に限られる……ということにはならない」と書かれています。

13 ページの(4)のところに、裁判例が 2 つ並んでいます。このうち後者の平成 30 年の判決については、「人格権を侵害すると認められる部分のみ削除を肯定しているものと解される」とあり、他方、前者の平成 27 年の判決は、「全体としてそれぞれ 1 つの記事を構成していることから、当該記事中、名誉毀損部分を特定して当該部分のみの削除を命じることは困難であり」ということで、特定の部分に限定しないとなっています。

基本的には、削除範囲は人格権を侵害する部分に限定されていて、平成 27 年の判決が示しているように、一体不可分で特定の部分のみ削除を命じることが困難といった事情がない限りは、削除範囲は人格権を侵害する部分に限られるということにはならないのでしょうか。

○央戸 唐澤さん、いかがでしょうか。結局、人格権を侵害する部分というのはそもそも何かという問題が個々の場面において問われるような気がするのですが、いかがでしょうか。あるいは実務上、どういう課題があってこのような書き方をされているのかも含めて教えていただければと思います。

○唐澤 これは、書いたときにも書き方を悩んだのですが、私どもとしては「表現行為」という言葉を使っております。削除の範囲は表現行為ごとに決まってくるのだと。では、何が 1 つの表現行為といえるかというのは、先ほどお話のありました主観的な点も含めて判断されるものと思いますが、ある人格権を侵害する表現行為があった場合、削除の範囲はその表現行為全体に及ぶ、すなわち、私どもとしては基本的には表現行為と削除の範囲はイコールだと捉えています。

その上で、1 つの表現行為の中の 1 つの言葉だけを切り取って削除してはどうかというような話にもなるのかもしれませんが、あくまで、そこは 1 つの表現行為として捉えられる限り、それは不可分一体のもので、表現行為全体が削除の範囲となるのだろうという前提で考えています。最終的には、人格権を侵害している表現はどこまでなのかという認定の問題になってくるのかもしれませんが、まずは表現行為という枠組みで検討してはどうかと考えております。お答えになっているか分かりませんが、ひとまず以上です。

○央戸 巻先生、よろしいですか。

○巻 後の論点で出てくるハイパーリンクとの関係などでも、削除の範囲が問題となる

と思いますので、またそのときに教えていただければと思います。

○**央戸** お待たせしました、森先生、お願いいたします。

○**森** 先ほど来、予防という話が出ていますが、実際の判決としては、削除の請求の判決は予防にはなっていないくて、アカウント全体のことについて認めた 10 ページの判決も、将来このアカウントで名誉毀損がされるからということではなくて、既に非常に多くの名誉毀損がなされているということを理由にしているということかなと思いますので、抽象的には予防の可能性もあるけれども、現在の裁判例は、削除請求であって、かつ妨害予防請求のようなものはないという整理になるのかもしれない。それが 1 点です。

もう 1 つは、予防の観点を考えると、アカウントだけではなくてスレッドとかウェブサイト全体、スレッドも下に伸びる可能性というのはありますので、抽象的には、それぞれについて問題になるのかなと思います。

橋本先生がご指摘の、「そのようなことを言っても、別に立ち上げれば終わりではないか」というのはごもっともなのですが、アカウントの場合、先ほどお話がありました、フォロワーがいたり、スレッドの場合も張り付いている、俗に「住民」と言われる方がいたりしますので、一定の効果はあると思うのです。全部消されてしまって、いろいろあったのに全部消されたよと。また一からやるのかということ、一定の効果はあるのかなと思いました。

○**央戸** 予防と言ったときに、また似たようなアカウントを作ることの予防なのか、今あるアカウントを使って問題のある投稿を改めて投稿して、その投稿を住人に見られる形で名誉毀損の事態がまた新たに生ずるということを防ぐという意味での予防なのか。何について予防ということを行っているのかということも、少し整理したほうが議論の混乱を避ける上ではよさそうですね。

○**森** 請求原因を書くときに、今あるものを消せということを書くことに加えて、今後そういう投稿をするなということとは別々にあると思うのですが、整理としては、消せというのと、今後こういう投稿はするなというのは一応別にあって、消せのところに、残っていたらほかの人が書き込むかもしれないからというようなことは、手続的には書きにくいような気はします。

○**央戸** ひとまず、様々なご意見をいただきましたので、これらを踏まえて、この論点について法務省のほうで整理いただくということによろしいですか。

○**唐澤** はい、ありがとうございます。

○**央戸** それでは、やや大きな話になりますけれども、論点 2 の(1)の「なりすまし行為自体の違法性の有無及び差止請求の可否」についてご議論いただきたいと思います。具体的には、資料 2 をご覧いただきたいと思います。あちこちでいろいろな議論をしたことを思い出しますが、これの 24 ページをご覧ください。6 の(1)、「いわゆる『アイデンティティ権』」というところです。ここをたたき台としてご議論いただけないかと考えております。これは、どこからでも自由にご意見をいただければと思いますが、いかがでしょう

か。

「アイデンティティ権」という実体的な、しかも独立した権利が観念できるのかどうか、あるいは既に裁判例などで確立した権利と言えるのかどうかということについては、これまでの議論でも、なかなかそこまでは言えないのではないかとのご指摘もあったように思います。ですので、ここで「いわゆる」と書いていただいているのが、事務局でもそういう趣旨を前提とされている表れだと思いますが、アイデンティティという権利が、新たな人格権の1つとして独立の権利として認められるかどうかということについてご議論いただくというよりは、そういう主張が裁判例において、例えば当事者から、代理人からなされたりしていることがあるということ踏まえながら、行政権やプロバイダ事業者などが、こういうご主張がある場面において、どういう対応が現実により得るかといった観点から、ここに書かれていることについて、自由にご質問やご意見をいただければと思っておりますが、是非活発にご議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。

**○森** 先ほど申し上げましたことが若干関係するかなと思っております。方向性としては資料2の27ページ、6(1)エ「検討」2段落目の「現時点では、『アイデンティティ権』なる権利の内容や外延が明確であるとはいえず、……動向を注視」ということで結構かと思っておりますが、その認めた裁判例についてです。結論的には否定しているのですが、25ページのイの「裁判例の状況」です。1行目から、結論として「アイデンティティ権」の侵害を否定したものの、「他者との関係において人格的同一性を保持することは人格的生存に不可欠である。……例えば、なりすまし行為によって本人以外の別人格が構築され、そのような別人格の言動が本人の言動であると他者に受け止められるほどに通用性を持つことにより、なりすまされた者が平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるほどに精神的苦痛を受けたような場合には、名誉やプライバシー権とは別に……、アイデンティティ権の侵害が問題となりうる」ということですので、先ほど申し上げました森田先生のご指摘はなりすましに成功しなかったらどうなるか、冒用と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、この場合はおそらくなりすましが成功していて、そしてそこで別に不見識なことを言っているわけでもなく、愚かなことを言っているわけでもなく、ただ非常にたくさん、自分では思ってもいないこと、自分ではないことが書かれてしまった場合に、侵害となり得るといふ裁判例があったということは、一般論として、傍論としてですが、テイクノートしておいていただいたほうがいいのかと。

つまり、そういうケースがあったときに、他人になりすまして非常にたくさんしたこと、それは悪いことではなく社会的評価が低下するようなことではないものの、自分の言動とは全然違う投稿をされたときにこれを消せと言える場合があるのではないかとすることは、テイクノートはしておいていただいたほうがいいのかと思ったということです。

**○尖戸** 森田先生、いかがでしょうか。

**○森田** いくつかの違うレベルの問題があると思いますが、アイデンティティ権といった場合に、なりすまし行為が行われれば、それだけで人格の同一性を侵害するものとして

違法であるということで一定の措置を執ることができるという考え方と、なりすました結果、人格の混同が生じて、名誉を毀損したり、生活の平穩を害したりする、つまり人格的な利益が侵害されて初めて違法となるという考え方、の2つのものがあるかと思います。

前者の考え方によれば、具体的な人格的利益の侵害が生じていなくても、なりすましそのものを認定することが対応ができるとするという点でメリットがある法的構成であるといわれることがあるかと思います。これに対し、曾我部先生がおっしゃっているアイデンティティ権というのは、どちらかというと後者の考え方に立つもので、確か「メタレベルのもの」という表現をされていたかと思いますが、アイデンティティ権というのは、なりすましがあればアイデンティティ権の侵害として違法となるというように、それとして直接保護されるものではなく、個別の人格的権利の背景にある権利ないし利益として機能しているものであり、個々の人格的権利の保護法益を考えると、人格の同一性という観点から整理することによって捉えることができるものがあるというメタレベルの議論であったかと思います。アイデンティティ権という場合に、なりすまし行為それ自体が行われればそれだけで形式的に違法であるとしてしまう考え方も、実務的には魅力的なのかもしれませんが、そのような考え方は少し危険ではないかと思います。

フランスでは、刑法典 226 条の 4 の 1 によって、他人を特定することを可能とするあらゆる情報の 1 つまたは複数を用いて他人になりすますという行為が刑事罰の対象になっています。ここでは、他人を特定することができるものであれば、なりすますために用いられる情報が何であるかは問われません。ただ、目的要件によって縛りがかかっているとして、他人の生活の平穩を害するとか、名誉や評価を害するような目的でなりすまし行為を行った場合には、アイデンティティ権の侵害として刑事罰を構成するとされており、具体的に人格的な利益を侵害するということがなければ、アイデンティティ権の侵害は認められないとされています。

なりすましに用いられるツールは、これまで氏名や肖像などの一定のものについては、それ自体が権利の対象となっているわけですが、この規定をみると、あらゆるデータであって、他人を特定するために用いられるようなものは全て含まれるという広い構成要件のもとで刑事罰が成り立っていますので、アイデンティティ権の侵害を考える上では、なりすましに用いられる情報の種類についての限定は要らないだろうと思います。なりすましの手段としては、他人を特定するために用いられるあらゆる情報が含まれるということを表示するために、氏名権や肖像権ではないけれども、それ以外のアイデンティティに関わる権利であればよいということを表示するためにアイデンティティ権と言うのであれば、それもアイデンティティ権の 1 つなのかもしれませんが、その点では限定する必要はないのではないかと思います。

それから、先ほど森先生が指摘された点は、さらにデリケートな問題であって、私はこんな立派なことを言う人ではないという場合にも、人格の同一性侵害になるのかという問題です。他人が自己になりすまして非常に立派なことを書いているが、私はこのようなこ

とを発言する人間ではないという場合に、自己の同一性の侵害に当たるということまでアイデンティティ権は含意するのかという問題ですが、しかし、そこまで認めている例はないのではないのでしょうか。

つまり、それを違法行為として削除まで認めるという場合の自己の同一性というのは、自分が自分自身について持っているイメージが損なわれるという意味だと思いますが、あくまで法的に問題となるイメージというのは他人からの評価としてしかこの局面では問われないのではないかと思います。名誉感情についても同じ問題だと思いますが、主観的な自己同一性というのは、それ自体としては法的保護の対象とならないので、そのように考えると、社会的な評価が低下すると客観的に認定できるような場合に初めて自己同一性の侵害があると考えたべきではないかと思います。

いくつかのことをまとめて申し上げましたが、以上です。

**○尖戸** 森先生、お願いいたします。

**○森** 私も確信があって申し上げているわけではありませんので申し訳ないのですが、立派なことを言っていることなのかどうなのか、私としてはこの裁判例に非常に共感するところがありまして、これも当然、単になりすましが大成功したということだけではなく、その要件として、なりすまされたものが平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるほどに精神的苦痛を受けたような場合ということで、かなり精神的苦痛という主観的な要件になってしまっているところは若干気になるのですが、自分とは違ったり、あるいはまとまった分量の情報がそこにあるということは想定しているのではないかと思います。

さらに、この「精神的苦痛を受けたような場合には」の後ろですが、「名誉やプライバシー権とは別に」とわざわざ言っています。ですので、名誉毀損の中に落とし込むのであれば、それは他からの評価が低下したということが要件となると思いますが、それとは違う形でその精神的苦痛を受けることがあり得ると言っています。本当にそんなことがあるのかと言われますと、私もあまり自信はないのですが、なりすましが大成功する、そしてそこに非常にまとまった情報がある。なりすましが大成功ですから、ほかの人たちは、自分はそうだというふうに思うわけです。特にそんな大きな悪いこともないわけですが、いろいろと違うというときに、精神的苦痛を受けるということはあるのかなという気がします。

他方で、そのなりすましが大成功して、かつ、そこにまとまった情報があるときというのは、これはこれまで議論に出てきましたいわゆる大谷翔平パターンの対極にあると思います。カジュアルな冒用で何か言うということは、これは表現の自由の範囲内にあると思いますが、なりすましを完全に成功させて、たくさんの情報をそこに置くということが、果たして保護されるべき表現の自由としての実体を持っているのかということ、それは消していただいてもいいのではないのかという気がしますので、実務では魅力的と言っていたと思いますが、これはありなのではないかなと思った次第です。

○**央戸** ほかにいかがでしょうか。森田先生、お願いいたします。

○**森田** 一言だけ付言しますと、生活の平穩を害するというのは、なりすましによって侵害される人格的利益の1つとして問題となるもので、名誉毀損やプライバシー侵害ではないとしても、それ以外の人格的利益の侵害というのを具体的に認定することは必要だということで、その点は先ほど申し上げたアイデンティティ権の侵害の認定の仕方の問題です。生活の平穩は害しないが、自分はこんなことを言う人間ではないという場合は当たらないのではないかと思います。

○**央戸** そうだと思います。やはり一定のしきい値はあって、自分はそういう職業ではない、自分はそういうことは言わないなど、そういうことだけでは駄目かもしれません。

橋本先生、お願いいたします。

○**橋本** 曾我部先生が「『自己像の同一性に対する権利』について」でお書きになったものでは、侵害される実質的な利益のほうからアプローチされていますし、森田先生もご指摘になったとおりです。ただ、逆に言うと、こうしたアプローチは、侵害の方法は問わないという仕組みになっています。

今、問題になっているのはなりすましという方法をとる場合ですので、目的的になりすましをしているような状況で特にその人を保護する利益があるのかどうか。森先生のご意見と全く同じことなのですが、なりすましている人を保護する必要があるのかというと、私は正直疑問です。なりすまされている人が、保護されて然るべきではないかと思います。

ですので、このアイデンティティ権、あるいは自己像の同一性に関する権利を認めるか認めないかは別に、こういうまきになりすましの方法をとっている場面については規制するというのは別途あり得るとは思います。

○**央戸** 曾我部先生、いかがですか。

○**曾我部** こっそり書いたものが何年も経って皆さんに読まれるとは思っていませんでした。私があ論文を書いたときは、直接アイデンティティ権のような具体的な形で権利として保障するというよりは、まさに森田先生が先ほどおっしゃってくださったように、何か具体的な法規制、あるいは不法行為判例の背景にある補助線のような、メタなレベルのものとして、フランスのいろいろな場面を通観して述べたということなので、このケースを具体的に考えるに当たってどれだけ参考になるのかというのは心許ないところで、本当に括弧に置いてぐらいで考えていただければと思います。

やはり生活の平穩は、不法行為、あるいは人格的利益の侵害という前提で言うと、なりすまし行為が保護に値するかということもさることながら、被害者側の事情がまずあるのかなと思ったりもします。そうすると、やはり被害者側に何らかの損害というか、人格権とまでは言えないにしても、人格的利益としてある程度保護されるものがあって、それが少なくとも受忍限度を超えて侵害されているというようなフォーマットに落とし込む必要があるのだらうと思うと、生活の平穩が害されるなどの何らかのものが必要で、他方で、そういう総合考慮の中で加害行為というか、なりすまし行為の要保護性のようなものも考

えていくのかなと思うところです。

それで言うと、森先生がおっしゃったような非常に立派な人物のように見えるというのが、具体的なケースにおいて救済されるのかというのはハードルが高いような感じがしますので、やはり生活の平穩が害されるなど、あるいは何らかの精神的苦痛が生じるというようなことが必要なのでしょうか。ただ、立派な人物に見えるということで精神的苦痛を受けるということもあるかもしれないので、あまりまとまりませんが、そのような形で、人格的利益の侵害のフォーマットに落とし込めるような形で整理する必要があるように思います。この大阪地裁のケースも、具体的な事案がどのようなものかというのは、判決も詳しくないので今一つよく分からないところがあるのですが、ケースによってはこういうオプションもあるということは、先ほど森先生がおっしゃったようにテイクノートしていて、適切なケースが出てきたときに、やはりこういう議論が展開できるような用意というのはあったほうがいいのかと思います。

**○矢野** 巻先生、お願いいたします。

**○巻** 私も以前、曾我部先生の論文を読みまして、非常に勉強させていただいたのですが、先生方に今まとめていただいたように、自己同一性を保持する権利は、やはり基本的に、様々な、具体的に特定された権利利益の背後にあるものとして位置付けられるような、憲法で言うと 13 条後段の包括的基本権のようなイメージでとらえられるのかなと思います。社会状況や人々の考え方の変化によって新たに具体的に特定される権利利益の源になる、そのような位置付けと考えています。

森先生がご指摘された具体例については、非常に共感するところでして、やはり人によっては、自分の人格とは違うという、それ自体を法的に問題化したいときの 1 つのツールとして、アイデンティティ権を用いることができるのではないかと思います。また先ほど申し上げたとおり、13 条後段の包括的基本権と同じように、今後、具体的な事例との関係で、それを背景として新たに具体的に特定された利益が見出されることもあると思いますので、それはそれとして、やはりきちんと書いていただくといいかなと思いました。

橋本先生がおっしゃったような、なりすまし自体の問題について考えるのも本当に重要なことだと思います。今後、なりすまし自体、どういう問題があるかについて、もっと深く追求していく際にも、アイデンティティ権や自己同一性を保持する権利といったものが役に立つのかなと思いました。

**○矢野** いかがでしょうか。この問題について一通りご意見を伺ったと思います。私から特段付け加えることはないのですが、今、巻先生がおっしゃったこと、あるいは曾我部先生がおっしゃったことでの的確に整理していただいたように思います。1 つには、昔、佐藤幸治先生の教科書で背景的権利や理念的権利があって、抽象的権利があって、具体的権利があってという記載がありましたが、今後のネット社会においておそらく理念的、あるいは背景的な権利としてアイデンティティ権というものがあり得るのではないか。それはここで否定する必要はなくて、ぼんやりとそのようなものとしてあればいいだろう。

他方、具体的にどういう場合に、これは裁判例でもおそらく不法行為が認められるだろうということを前提にして、法務省が削除要請に踏み切れるかというのは、そこから直ちに出てくるところまでにはまだアイデンティティ権という観念が輪郭を持っているわけではなくて、これまでご指摘のあったように私生活の平穩であるとか、何らかの既存の人格的利益を侵害するような、なりすました行為が、現実の具体的な権利侵害のレベルとして、今、一步その類型がひとまず見えているのだろう。それは裁判例に述べられていることをテイクノートしておけばいいだろうということだと思います。

このようなことでひとまず整理させていただいて、あとは少し書きぶりを工夫させていただくということでしょうか。ありがとうございます。この辺も、いろいろ先生方のお知恵をいただきながら、理論的な部分もあるでしょうし、関心の高いところだと思いますので、工夫をさせていただければと思います。

まだまだご議論いただきたいところはありますし、まだおっしゃりたいこともあるかと思いますが、論点2については一通りご議論させていただいたということになるかと思いますが。これについては、先ほどからのとおり、もう一度、これまでの先生方のご意見を踏まえて、事務局において整理をして中間取りまとめに向けて議論をしていくということにさせていただければと思います。唐澤さん、それでよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本日、残された時間で論点3、あるいは論点4までご議論をさせていただけないかと思っています。論点3「インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題について」ですが、これについては資料6を法務省にご準備いただいています。まず、唐澤さんからご説明をお願いいたします。

**○唐澤** 資料6ですが、これは論点3のご議論に資するようにインターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題について、関連する裁判例を調査して整理した上で、これを踏まえて論点に対する考え方の方向性の案をお示ししたものです。意見等にわたる部分が担当者の個人的見解であることなどについては、これまでと同様です。

これらの論点の中で、法務省の人権擁護機関が削除要請を行う際に、実務上特に直面するものが、まず(4)のハイパーリンクの問題、それから(5)の意見・論評の問題です。(4)のハイパーリンクについては、プロバイダの側からリンクが張ってあるだけなので削除しませんと言われてしまったり、あるいは(5)については、単なる意見や感想にすぎないので削除しませんと言われるようなこともあります。もし可能でしたら、(4)及び(5)について先にご議論をいただいて、少なくとも方向性としてはどうなのか、また、考えるに当たって注意すべき点はどのような点にあるのかなどについて、ご教授いただければと思っています。よろしくをお願いいたします。

**○中央** ありがとうございます。それでは、これまでと同様、資料6を議論のたたき台として、概ね1時間をめどにこの論点3についてご議論をいただければと思います。そして、ここについては論点が大きく6つに括られているわけですが、ただいま唐澤さんか



ら(4)、それから(5)を先にご議論いただきたいというお話がありました。実務で実際にお困りの論点でもあるということですので、もし特段ご異存がなければ、そうさせていただけないかと思えます。まず(4)(5)について、是非、先生方からご意見を伺いたいということです。

もう少し申しますと、私が見る限りでは(2)のまとめサイトの問題と(3)のリツイートの問題は、プラットフォームに関わるという点で少し近いところがあって、やや乱暴かもしれませんが、ひとまず括ることができる。これと(1)の同定の問題、(6)のハンドルネームの問題は、被害者の特定にいずれも関わる点ですので、これをまとめてご議論いただけるのではないかと考えています。

そのため、まず(4)(5)についてご議論をいただき、次に(2)(3)について議論していただき、最後に(1)(6)についてご意見をいただくというように交通整理をさせていただけないかと思っています。

そこで、実務上課題が多いという(4)(5)の点について、ご自由にご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。橋本先生、お願いいたします。

**○橋本** 前提としてお伺いしたいのですが、リンク先について削除請求ができないからこの点が課題になっているということなのでしょうか。

**○央戸** 唐澤さん、お願いいたします。

**○唐澤** なかなか難しいところはあるのですが、私どもは基本的に相談を頂戴して動きますが、まず、そのリンク元と申しますか、もともとの投稿、ここを削除してくれというご相談があって、その中にリンクもある。では、リンク先に削除をしてくれと言ってはどうかということなのですが、リンク先のプロバイダがリンク元と違ったり、リンク先の投稿内容それ自体のみでは判断に困るというような場合があります。いろいろな背景があるのですが、ひとまず設定としてはリンク元についての削除要請を前提として、ご議論をお願いできればなと思っています。

**○央戸** つまりご趣旨は、リンク先について既に削除なり何なりの要請をしているかどうかにかかわらず、広くハイパーリンクの問題についてご議論いただきたい。リンク先についてはややこしい問題があるので、まずはリンクを張った行為自体を、投稿自体を問題にしているという場合に限られない問題として議論してほしいということですか。

**○唐澤** そのとおりです。

**○央戸** 橋本先生、よろしいでしょうか。

**○橋本** はい。実務的にこういうものが問題になっているのは、リンク先のほうで削除ができない、国外などで削除できないからかなと思い、お伺いをしたということです。

**○央戸** それでは、ご自由にいかがでしょうか。曾我部先生、お願いいたします。

**○曾我部** リンク先の内容を考慮できるかという点についてなのですが、これは例のGoogleの検索結果の事件では、リンク先の内容も考慮するという事になっているので、それと同じようには考えられないでしょうか。今、資料6の25ページだとケース・バイ

・ケースで、リンク先の内容を考慮する場合としない場合があるとありますが、これは平成 29 年最高裁決定との関係ではどのような整理の下でこう書かれているのでしょうか。

○**央戸** 唐澤さん、お願いいたします。

○**唐澤** こちらでもこれを書くときに 29 年決定に似ているなど、まさにその議論をしていたところでした。ただ、その検討の段階では、29 年決定から何か直截にこの場面の基準が出てくるわけでもないように思いましたので、とりあえずは現状ある裁判例に基づき整理を試みたものでした。

また、先ほどの橋本先生のご質問に関連して、今、こちらでも話していたのですが、なかなかリンク先の投稿自体が消えないので、しょうがないのでリンク元について削除してもらえないかというような切実な声も、やはりあります。そうすると、なおさらそれは検索結果の投稿につながる話でもあると思います。

○**曾我部** 確かに検索結果の場合は、当然そのリンク先も見erだろうという前提で検索する人間は探しているわけです。そういう意味では、25 ページの 3「裁判例を踏まえた考え方の方向性」でのご説明に即して言うと、一般読者の通常の注意と読み方を基準としてもリンク先を見るだろうという想定になるので、整合的に説明可能なのかもしれませんが、この場合でもリンクがあれば、通常、リンク先も見て然るべきだという想定はあるので、基本的にはリンク先も見erのだろうというのが一般の読み方であって、それを否定するような特段の事情がある場合は別ですが、という位置付けがいいのではないかと思います。裁判例からすると、そのような構造的な捉え方はできないということになりますか。ただ、一般の読み方ということと言うと、リンク先も当然見る可能性は十分あるということと言えるのかなと思いました。

○**央戸** 森先生、お願いいたします。

○**森** 私も曾我部先生と同じ問題意識です。検索の場合は、もちろんその検索結果からリンク先を見に行くものであると。

少し話がそれますが、ウェブの ST メールの中にリンクがあれば、それを普通は踏むのではないかというもおっしゃるとおりなので、25 ページの 3 で立てていただいた規範の第 2 段落目「この点、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、……具体的事情を踏まえ、当該投稿の読者であれば、当該ハイパーリンク先のウェブページを閲覧するのが通常と評価できる場合には、当該ハイパーリンク先のウェブページの内容をも考慮することができる」というのは結構だと思いますが、概ねリンクを張っていれば見に行くとする、同じ 25 ページの前半にある、それを否定している事案である東京地裁平成 27 年 1 月 29 日判決の「本件各投稿の体裁に照らしてみると、それを閲覧した者がリンクをクリックして本件リンク先記事に移行することが通常であるとはいいい難いから」と言っているのですが、すみません、全文に当たれなかったのですが、どのような事案であったのか教えていただいてもよろしいでしょうか。もしお分かりでしたらということなのですが、よろしくお願いいたします。

○唐澤 すみません、今すぐ開けないので後ほどお答え申し上げます。

○森 ありがとうございます。

○夙戸 森田先生、お待たせしました。

○森田 そもそもと言いますか、リンク行為というものを法的にどう捉えるかというところが問題となっているように思います。リンク先の情報が、例えば人格権を侵害するような違法な情報であったとして、それに対してリンクを張るという行為は、それ自体としては、そういう情報がここにありますよという情報の所在を示すだけであって、情報の内容に対してはニュートラルであるというふうに通常は捉えられているのではないかと思います。リンクを張る行為が違法になる場合というのは、単にリンクを張るだけではなくて、そのリンク先の情報による権利侵害を容易にするとか、助長するといったような幫助に当たるような関係があつて初めて、リンクを張る行為が違法となるとされているのではないかと思います。それ以外の場合は、リンクを張る行為は、ネットの世界ではここにこういう情報があるということを示すツールであつて、リンク先に違法情報があればリンクを張るが直ちに違法であると考えるのは、一般的に適當ではないと考えられているのではないかと思います。

これと似たような問題としては、リーチサイトによる著作権侵害の場合について同じような議論をしました。リーチサイトに関する著作権法の改正では、幫助一般よりもさらに要件を客観的な要件によって絞りましたが、一般的にはこの幫助に当たるような場合については、明文の規定がなくても違法であると認めることができると考えられていると思います。

それから、刑事事件でいえば、児童ポルノに関する最高裁判決があります。児童ポルノが掲載されたウェブサイトの URL を掲載する行為も、自らウェブページに児童ポルノを掲載したのと同視することができるとして公然陳列罪の成立を認めた原判決を支持する多数意見に対して、最高裁では、児童ポルノ公然陳列罪を助長するものとして幫助犯を構成するような場合にのみ違法と問うべきであるという 2 人の裁判官の反対意見が付されていたところです。

個別の犯罪によってはもう少し抽象的な危険性のレベルで犯罪を構成するという考え方もあり得ると思いますが、一般論としては、リンク先に掲載された情報内容が違法であるとしても、それにリンクを張るというだけでは当該行為は何ら違法なものではなくて、リンク先の権利侵害行為を助長する、自らの行為として利用するなどといったような主観的要件を充たす関係がある場合にそれも含めて違法性の判断をするということになるのではないかと思います。

そういう観点から見ると、この 25 ページは、一般の読者を基準として、当該ハイパーリンク先のウェブページを閲覧するのが通常と評価できるかどうかという、読者の側から見て違法性の有無を判断するということですが、理論的には、そちらではなくて、やはりそのリンクを張った者がどういう意図でそれを張っているのかという主観的要件を問題と

すべきではないかと思えます。もっとも、それは行為者の主観的要件ですから、実際の運用では、客観的な事情から判断せざるをえない面があり、そのような客観的な事情として、ここで挙がっているファクターを考慮することはあり得ると思えますが、理屈からすると、リンクを張った者がどういう意図で張っているのかという主観的要件によってリンク先の違法行為を助長するものかという観点から違法性の評価をするということが、リンク行為に対する一般的な考え方ではないかと思えます。

**○奥戸** 森先生、お願いいたします。

**○森** そこは実務上の感覚との温度差があるところのような気もしてしまっていて、我々からするとリンクを張れば基本的には助長する側面があるのではないかと捉えます。何の地の部分もなしにリンクだけを張るなど、最高裁で問題となった児童ポルノは、あれは一部分を改変しているためにそれをクリックしただけではリンク先へいけなくなっているにもかかわらず幫助ということが認められているわけですが、そういうものは違法ではないかと多くの実務家は考えています。ですので、ご指摘にありましたリーチサイトの問題は、どうしてあそこで立ち止まっていたのか分からないというのが、我々の率直な感想です。

先ほど 25 ページの東京地裁平成 27 年判決の「それを閲覧した者が、リンクをクリックして本件リンク先記事に移行することが通常であるとはいえない」とは一体どのような場合なのでしょうかとお尋ねしたところですが、多くの場合はリンクが張ってあればリンク先を見てくださいという意図であって、リーチサイトがそうであるように権利侵害を拡散するという趣旨でやっている。実務的な感覚としては、リンクを張っていればリンク先の違法情報を拡散する機能があり、また、特段の事情がない限りその意図でやっているという感覚ではないかと思えます。

**○奥戸** 森田先生がおっしゃることと森先生がおっしゃることは、事実上は重なるのだらうと思えます。つまり、リンクを張る側は、通常はリンク先を読んでもらおう、普通の利用者はそのように行動するだらうと思ってリンクを張っているわけで、意図としてはそのように説明できるし、それが行為の違法性を理論的に基礎付けるとも言える。他方で、一般的な SNS を利用している人は、リンクが張ってあれば、そこに興味があったらクリックするでしょうということであるのだから、リンクを張った段階で問題ありというように実務的に認めて、削除の対象とするということは両立するというか、基本的には同じ山に東側と西側から登っているような話であって、むしろそこをしっかりと書いておいたほうがいいのかと思います。

もちろん、例えば非常に特殊な意図を持っている投稿者なり特殊なサイトであるというような場合に、両先生がおっしゃることの裂け目が顕在化する場面は当然あると思えますが、基本的には今、私が申し上げたようなところから出発することについては、両先生とも特に異存があるように思われなかったのですが、その点はよろしいですか。

**○森田** 説明の仕方の問題であるとも言えようかと思えますが、リンク先が違法であれば、リンクを張る行為自体が直ちに違法となると書いてしまうと、一定の場合にはどうし

てそうなるのだ、リンクというのはそういうものではないのではないかということになるのではないかと思います。

例えば、リンクを張るとともに、リンク先のウェブページにはこんなにひどいことが書かれていてけしからん、私は全くそれには賛成できないなどと批判する内容が書かれてあったとします。しかし、リンクを張っていれば、通常の閲覧者であれば普通はリンク先の内容を見に行くでしょう、これを見にいったら他人の権利を侵害するような情報が書かれていて、そのことを分かったうえでリンクを張ったのだから、ほかにどう書いてあろうと、リンク先の情報内容が違法であって、それを認識していれば、リンクを張る行為自体が違法であるとなってしまうのは問題だということです。

そうではなくて、どういう趣旨でリンクを張っているかということが、そのリンクを張った客観的な状況から普通は判断できるので、それと併せて主観的要件が充足されることを判断するということはあってよい。いずれの考え方を採るかによって、実際に帰結が違ってくる場合があるかどうかという点は考えなければなりません、理屈の立て方として大きく違うという気がします。

**○央戸** 分かりました。今、気になって曾我部先生の Twitter のアカウントを見ると、リツイート等は賛意とは限りませんとのお断りがありました。曾我部先生、お願いいたします。

**○曾我部** これはおそらく名誉毀損の事実の摘示の話をしていて、まさにツイートと実際上同視できるようなイメージで捉えているのかなと。つまり、リンクの場合は直ちにはそのリンク先の内容は見えませんが、ワンクリックでその先に飛べる。ですから、ある種の規範的評価になりますが、一般のユーザーの普通の注意と読み方からすると、リンク先も含めて事実が摘示されていると捉えているのが先ほどの裁判例だろうと思います。

それで言うと、森田先生がおっしゃるように、リンク元の周辺記述とリンク先の記述を一般読者は一体として読むであろうから、リンク元がいかなる事実の摘示をしたのかということもリンク先の内容も踏まえて評価される。そういうことになってくるのだろうと思います。ですから、ツイートなどの場合とほぼ同じように考えているとすると、一応理解できる考え方かなとは思いました。

**○央戸** 卷先生、お願いいたします。

**○卷** 質問ですが、投稿部分のみでは人格権を侵害するとは評価できないが、そのハイパーリンク先の情報も考慮して、人格権侵害というようにトータルで評価できるといった場合の削除範囲はどのようになるのでしょうか。元の投稿部分の記事だけでは、人格権侵害ではないということで、削除できる部分は、そのハイパーリンク先の部分のみになるのか、そうではないのかを教えてくださいたいと思います。

**○唐澤** これを書いたときに私どもが想定していたのは、ハイパーリンク部分とそれ以外の部分とを合わせた一体としての元の投稿について、これを全体として削除するということでした。

それから、先ほど森先生から、東京地裁平成 27 年 1 月 29 日の裁判例がどのような事案だったかというご質問がございました。リンク以外の元の投稿自体が、ちょっとはつきりしないのですが、「地味に残っているナリ」と書いてあったそうです。「地味に残っているナリ」でリンクがあるといった事案のようです。ですので、リンク以外の元の投稿を読んでも、リンクを踏みに行こうという気持ちにはなかなかかなりづらいような、ちょっと特殊な事例であるのかなというように読めました。

**○森** よく分かりました。踏みに行かないこともあるでしょうし、やはり「地味に残っているナリ」ということ自体が、そのリンク先の情報に対してポジティブなのかネガティブなのかはつきりしないというところも背景にはあるのかもしれないです。言うまでもなく、こんな不見識なことを書いている人がいるということであれば、それは当然権利侵害の表現にはならないわけで、原則論がどっちというような話をしてもあまり意味がないのかもしれませんが、元サイトでリンク先に対してどういう評価をしているのか、分からなければともかく、そうでなくて、それを一体的に読めば権利侵害であるという場合には、リンクを張る行為は権利侵害だということかなと思います。当然、元サイトがそれに対してどういう姿勢を示しているかということによるものだろうと考えています。

ただ、裁判所はすごく厳しくて、リンクを張っただけ、あるいはリツイートしただけでも権利侵害、あるいは児童ポルノだと認定する傾向にはあるのかなと思っています。

**○央戸** もしよろしければ(5)の論点、事実摘示のない意見・論評について、先生方から何かお気づきの点やご意見があればおっしゃっていただきたいのですが、いかがでしょうか。橋本先生、お願いいたします。

**○橋本** 意見・論評のところは、よく分からない点が多いのです。と言いますのは、意見・論評による名誉毀損に関しては、免責事由の判例が出ていますけれども、その前提となる成立要件に関して少なくとも民法ではあまり議論していないように思います。刑法の場合は名誉毀損が事実摘示に限られていますので、その関係で侮辱罪の構成要件として議論されているのですが、民法だと、いきなり「意見・論評による名誉毀損があった場合には」というような形で議論を始めてしまいますから、そこが非常に穴になっているという感じがします。

事実摘示と意見・論評とですと、やはり受け手のほうで受け止め方がかなり違ってきますので、単に消極的な評価・意見があれば当然に名誉が低下するとは言えないだろうと思います。刑法の侮辱罪ですと、軽蔑的な評価を示したとか、表現の方法が特にひどい、逸脱しているといったことが要件になるようですが、民法ではこのあたりを裁判所もはっきり言ってないような感じがします。

また、そういう要件を課したときに、判例は、社会通念上許される範囲を超えて侮辱した場合に名誉感情の侵害になると言っていますが、意見・論評による名誉毀損と名誉感情の侵害との間でどのように線が引かれるのかということのも、正直分からない。完全に重なってくるのかというところが分かりません。

今のが意見・論評全般に関する事柄ですけれども、前提事実を示さないでする意見・論評、「裸の論評」などと言われるものに関しても、分からないところがあります。ひとまず軽蔑的な意見・論評を想定するとしまして、前提事実を示していないので社会的評価に与える影響が少ない、名誉毀損が成立しにくいという考え方もできれば、他方で、前提事実を示さないような意見・論評は保護する必要はないという反対の発想もあり得るところで、どちらで考えるのかが既によく分からないということです。

もう1つは公共事項に関する意見・論評をどのように考慮するか。成立要件のところまで考慮してしまうか、あるいは免責事由のところまで考慮するか。資料で挙げていただいている裁判例を見ますと、それほど免責事由という構成はとられていなくて、成立要件のところまで全部処理してしまっているような印象もありますので、そのあたりのことも検討が必要ではないかと感じたところです。

**○中央** 法律上の論点を全て挙げていただいたように思います。法務省に対するご質問もありましたが、今の点に関連してでも、ほかの点でもご自由にいかがでしょうか。森田先生、お願いいたします。

**○森田** 今の橋本先生のご意見に付け加える形で申しますが、事実の摘示を伴わない場合でも、意見ないし論評によって社会的評価が低下すれば名誉毀損に当たるという前提で、資料6の29ページの(2)の文章は書かれているのでしょうか。事実の摘示を伴わない場合には、それ自体が真実であるか否かという客観的な判定をすることはできないので、名誉感情や侮辱に当たるかどうかという問題になって、この場合には受忍限度を超えているかどうかという別の類型として違法性を判断することになり、名誉毀損の問題ではないのではないのでしょうか。名誉毀損は、あくまでも事実を摘示して社会的評価が下がる場合の問題であって、その場合に当該事実と論評との関係について平成9年判決は述べていると理解するのが適切ではないかと思います。

(2)で書かれてある「基礎となる事実が黙示的にも示されていない意見ないし論評によっても、社会的評価の低下は認められ得る」ということの含意が、事実の摘示を伴わない名誉毀損もあり得るという趣旨だとすると、本当にそうなのかというのが私の疑問です。

**○中央** 今の点に関連してでも、いかがでしょうか。森先生、お願いいたします。

**○森** 橋本先生と森田先生のおっしゃったことは、そのとおりでございました。事実の摘示がない場合に、社会的評価が低下するのかどうか私もちょっと分からない。橋本先生のおっしゃった事実の摘示がない場合、社会的評価の低下が仮に認められるとしても、それは限られているということは確かにあると思います。しかし事実の摘示がなく意見・論評をすることが、ここに値しないかという意味での程度が低いかということ、そんなこともないのかなという気はいたしました。

**○中央** 私もここは難しいと思いました。やはり明示的に事実の摘示がある場合、事実の摘示を明示的にはしてないけれども黙示的に示しているというように構成できる場合、そうではなくて本当に何も言っておらず単に侮辱的な表現を使っているだけで、社会的評

価値の低下の系列ではなく、名誉毀損の系列でもなく、名誉感情、あるいは刑事で言うところの侮辱の系列でこの問題を拾うこともできるのではないか。逆に言うと、黙示的にも事実が摘示されていないという意見・論評というのは一体何なのかということについて、あまり整理が明確にされていないような気がするのです。

そこで、どうすればいいのか。正当な論評であるかどうか、あるいは受忍限度内の論評であるかどうかというところで、事実の摘示が黙示的にも認められないような場合は整理するという方法で、社会的評価の低下のあるなしにあまりこだわらない形で整理するということではいかがですか。森田先生、お願いいたします。

○森田 言葉遣いの問題ですが、論評というのは事実を基礎としての意見ないし論評なので、事実の摘示がある場合には「論評」という言葉を使って、事実の摘示がない場合には単なる侮辱や誹謗中傷という整理になるのではないかと思います。さらに、信用毀損の問題は、事実の摘示を伴っても信用毀損の問題はあり得るので、そちらは別系統であると思いますが、今問題にしているのは人格的な利益については、先ほどのような整理になるのではないかと思います。

○矢野 ありがとうございます。気を付けたいと思います。橋本先生、お願いいたします。

○橋本 事実の摘示として、先生方がどういうものをお考えなのか確認させていただきたいと思います。森田先生から始まる先ほどのご議論の中で、事実の摘示というのは、論評の前提としての事実という趣旨でおっしゃっていたのでしょうか。前提となる事実は、必ずしも名誉毀損になるような事実とは限りませんので、確認させていただきたいということです。

○森田 論評の基礎となる事実が名誉毀損でなければ、そもそも不法行為の問題にはならないわけですね。名誉毀損になる場合であっても、それを基礎にした意見・論評に当たる部分については、名誉毀損とは別の特別な法理によって判断するということであって、事実摘示を伴う名誉毀損については、従来の真実性や相当性の法理のほうで判断するという構造になっているのではないかと思います。

○橋本 やってないことを「やった」というように言われて、それに基づいてひどい評価を書かれてしまうというケースで、やったと言われた行為は、客観的に見れば、必ずしもそれほどひどい評価を伴うようなものではない、中立的な事実であると。例えば政治家がある政策を行ったというような場面で、その事実自体は名誉を下げるわけではないけれども、論評が名誉を下げることがあるという前提でお話しいただいていたのかどうか、そこだけ確認させていただければと思います。

○森田 やってないことをやっているとして、やってないことによりひどい評価を与えられたという場合には、前提事実のほうで、名誉毀損で拾えばよいだけのことであって、論評が社会的評価を低下させるものとして違法かどうかということを経験すること自体が適切でないと思います。論評の意見は自由に述べてもよいということではないでしょ



うか。

○橋本 そうすると、論評だけでは名誉毀損は成立しないという前提だということでしょうか。

○森田 それはそうです。「個人攻撃などの例外的な場合は除き」という要件は課されますが、論評そのものについては、違法性、つまり裁判所がこれは行き過ぎの論評かどうかということ自体を審査しないということではないかと思えます。

○橋本 刑法で侮辱に入れられるものは、全て名誉感情のほうで処理されるという整理ですか。

○森田 はい、そうです。

○橋本 私は少し見解が違ってしまっていて、おそらく民法上は、名誉感情ですと名誉回復処分の対象にならないという点が違いとして出てきますので、そのあたりも考慮が必要かと思えます。名誉回復処分については、そもそも意見・論評による名誉毀損の場合に名誉回復処分ができるのかどうか。事実の主張は撤回することができますけれども、意見について謝罪広告的なものが本当にやれるのかという問題もありそうですが、それはともかく、名誉感情か名誉毀損かの区別は、名誉回復処分のところで違いが出てき得ると思えます。

○央戸 ここにはいろいろな筋道があって、何か学説の対立というか、捉え方を収斂されるよりも、やはり実務的な対応としてどうしたらいいかということで、ここまでいただいたご意見を引き取って、事務局と私のほうで整理をさせていただいてよろしいでしょうか。曾我部先生、お願いいたします。

○曾我部 私も誤解していたかもしれませんが。前提事実は中立的だけれども、論評によって社会的評価が低下することもあり得るという理解だったわけですね。そこはいろいろなお考えがあるということは理解できたのですが、例えば今度、侮辱罪の法定刑を上げようとしています。例が良いかは別として、これは中立的な事実だと思うけれども、これが政治家に対する批判を封じようとしていけしからんという論評をすると、その部分が名誉毀損、社会的評価の低下になるという理解ではあったのです。そこは私の理解が違うのかもしれないのですが、ご確認いただきたいということです。

あと、事実摘示がないときでも、具体的事実の摘示がないというだけであって、やはり基礎となるざっくりとした事実はあるわけですね。例えば歯医者が金目当てだとかいうときも、いくつかの事実があって、それを総体として受け止めて金目当てだという論評をしているということです。ただ、ざっくりとした総体的な事実は当然真実性の立証というようなものにはなじまないで、これは具体的事実を前提としていないというだけだと思うのです。いずれにしても前提事実の真実性というものが、争いや訴訟にはなじまないところになるので、事実摘示に関する名誉毀損の枠組みは使えない。そうすると結局、裁判例にあるように、論評の域を逸脱しているかどうかで判断せざるを得ないということに落ち着くのだろうと思えます。

そうすると結局、他方でかなり広く自由度が認められることになってくるわけですね。

ども、そこで實際上、それと相関して論点として浮上しそうなのが、公共性があるかどうかというところです。近所の歯科医を批判することに公共性があるのか、近所のお店を批判することに公共性があるのかといったところが問われてくるかと思うのです。これはほかのネット上の名誉毀損と同じことではあると思いますが、論評に関しては、むしろそこが争いになってくるケースが増えてくるので、その部分についても議論をしないといけないというように思いました。

○**央戸** 法務省における対応の指針として具体的にどのような場合にどう対応するのかということを考える際に、曾我部先生のご指摘も参考にして整理させていただければと思います。(4)(5)は実務的に課題が多い点ということで唐澤さんからご紹介いただいた点ですけれども、ひとまず現時点でのご意見、あるいはご質問はここまででよろしいでしょうか。

よろしければそれ以外の論点、特にまとめサイトとリツイートの問題についても、ご意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。(2)と(3)です。資料6で申しますと16ページからですね。

○**唐澤** 16ページからがまとめサイトの第2です。19ページからがリツイートです。

○**央戸** 森先生、お願いいたします。

○**森** リツイートについてです。ここも先ほどのハイパーリンクと同じで、裁判所が結構厳しい見方を示していて、単純ツイートのケースで名誉毀損などを成立させやすくしているという感じではないかと思います。私も最初に判決を見て驚きましたし、Twitterを使っている人を見ていると、いろいろな趣旨で単純ツイートをしています。ある方は非常に舌鋒鋭く、昔は「バカ発見」と書いてリツイートしていたのですが、最近は「バカ発見」を省略して、単にリツイートだけをしていることがあります。元ツイートに対するその人の評価は読み手からしてみれば明らかに分かります。こんな馬鹿がいるということで単純ツイートをしていることは明らかですが、これだとやられてしまうのだなという印象です。ただ、裁判所がそうだから仕方ないという考え方はあるかもしれませんが。

資料6の22ページの考え方の方向性にあるように、あくまでもそこは裁判所の厳しい見方を前提にするしかないかと思うのですが、人格権侵害の場合、それを前提とすると変わらなくなってしまうのかもしれませんが、名誉毀損については、ある程度慎重になったほうがよいのかなというのがあります。裁判所の傾向がそうだから仕方ないので、特段の事情がない限りリツイートする行為も人格権を侵害する。だとすると、「特段の事情」のほうで拾えばいいかもしれませんね。

それに対して、プライバシー侵害の場合はあまりリツイート主の評価は関係ないので、これこそまさに特段の事情がない限りということでもいいのかなと思いました。少し主観的に流れるかもしれませんが、特段の事情と言っても名誉毀損の場合は、特段の事情を疑ってかかったほうがいいかもしれないというように書いていただいてもいいかなとも思いま

す。

また、21 ページの最初に太字で紹介していただいている令和 2 年 8 月 3 日の判決は、「本件元ツイートの内容をそのまま紹介しているにすぎないものと見る余地もあり得るのであって」、これはニュートラルに紹介しているということですね。もしかしたら批判的かもしれない。「本件発信者による、本件記事の内容に賛同する旨の意思を示す表現行為としての本件発信者自身の発言ないし意見であることが明白であるということとはできない」と。この基準の立て方がどうかは別として、権利侵害を否定しているということもあるのではないと思うわけです。この後の※の「前掲最判令和 2 年 7 月 21 日について」というところで書かれている趣旨が分からなかったもので、これをご説明いただいてもよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

**○央戸** それでは、法務省からお願いいたします。

**○日下部** 法務省の日下部です。ただいまご質問いただいた 21 ページの※の部分で、なぜこういうものを書いたかという記載の趣旨からまずご説明させていただきます。この最高裁の判例が、リツイートによる権利侵害を一応認めた最高裁判決であったということです。ただ、これが誹謗中傷に関するものではない、名誉毀損などではないということで、リツイートによって権利侵害を認めている最高裁があるからといって、名誉毀損の投稿をリツイートした場合に、直ちにこの最高裁判例と同じように考えられるわけではないだろうと。そういった趣旨のことを担当調査官が書かれています。

あの最高裁の判決のほうは、実際にどのようなリンク情報ができていて、そのリンク情報の HTML データ自体が、権利侵害の惹起に重要な意味を持っていたと。ただ、名誉毀損のツイートをリツイートする場合というのは、HTML データの情報が権利侵害にとって重要なのではなく、どんな投稿がされているかという投稿内容それ自体が重要になってくる。そうすると事情が異なるでしょうという説明がされておりましたので、リツイートによる権利侵害という問題を考えるに当たっては、この最高裁判決との整合性も考える必要があると考えたことから、ここにこのように記載させていただいたものです。差し当たり私からは以上です。

**○央戸** ありがとうございます。ほかにリツイートについていかがでしょうか。森田先生、お願いいたします。

**○森田** 22 ページの 3「裁判例を踏まえた考え方の方向性」の書き方ですが、元ツイートが人格権を侵害するものである場合には、特段の事情がない限り、元ツイートをリツイートする行為も人格権を侵害する行為であるとされる理由として、「元ツイートの内容を新たに自身のフォロワーに閲覧可能な状態に置くものであるから」とされています。この点は、先ほど議論があったハイパーリンクと同じ問題があって、閲覧可能な状態に置くというのは、リツイート行為に対する中立的な捉え方ではありますが、その法的な評価については、一方で、リツイート行為の場合は、通常は元ツイートの情報を拡散するという意図でされるものと考えられるから、閲覧可能な状態に置けば人格権を侵害する行為と評価さ

れるという見方と、他方で、こちらもリンク行為とあまり変わらず、元ツイートにこういう情報があるということをリツイートの閲覧者に知らせるだけであって、元ツイートの情報内容についてはニュートラルなものであることもあり得ると考えて、リツイートをしたからといって、当然に人格権を侵害する行為には当たらない、という両方の見方があり得ると思います。

ここでは、そのうちの1つの立場を採るとこうなるという書き方をしているように理解できますが、結論としては、リツイート行為のほうについては、リンク行為とは異なり、やはり拡散させる機能があることを認識しながらなされているというように社会的には評価されているのだらうと思いますので、リツイート行為については厳しく考えてよいのではないかと思います。安易なリツイートに対するネガティブな効果を狙って、厳しく対処するということでもよいのではないかと思います。

**○ 央戸** ほかにリツイートについていかがでしょうか。曾我部先生、お願いいたします。

**○ 曾我部** 今の森田先生のご発言に賛成です。20、21 ページで紹介されている裁判例での1つの分岐点というのは、リツイートするときの趣旨がどうかということの問題にするかどうかです。大阪高裁令和2年6月23日のものも、一審判決はまさにそこを問題にしている、賛意を示す趣旨かどうかという問題にしていたところ、大阪高裁は、それは問わずに、リツイートしたこと自体で、要するに名誉毀損的な投稿を拡散していることで足りるという判断をしていたわけです。一方で、21 ページの東京地裁の令和2年8月3日は、大阪地裁のような考え方に近いのかなと思うのです。

私は森田先生と同じ意見で、リツイートの場合はそのリツイートに基づいた内容を知って、それを拡散する意図が明白なので、言わば、自ら同じ内容を事実摘示したことになると思いますから、むしろ、それを否定するようなコメントを付けてリツイートしたものでない限りは、通常は名誉毀損になるという考えでよろしいのではないかと思います。ですから、大阪高裁の立場が適当ではないかと思っています。

**○ 央戸** いかがでしょうか。唐澤さん、お願いいたします。

**○ 唐澤** 今の森田先生のご指摘ですけれども、一般的に削除という場合に主観的な要素をどこまで必要とするかというのは、一つ問題になるのかなと思っています。損害賠償請求のときと削除のときとで要件に差異があるのかという、ちょっと前にご議論いただいたところにも関わるかと思いますが、削除について被害者にとって客観的に侵害性のある情報が載っているということを重視すれば、今の大阪高裁の考え方に近づいてくるのかなとも思っています。実務的には主観的要件を求めすぎると立証の困難性が懸念されるようにも思います。

**○ 央戸** 森田先生、お願いいたします。

**○ 森田** 私が申し上げたのは、個別に主観的な要件を考慮するというのではなく、リツイートというものがどういうものかという一般的な認識を考えるとそれを拡散させる意図でなされることが普通なので、リツイートをすれば、行為の性質上、拡散目的でやって

いるというように通常判断してもよいが、ただ、特段の事情がある場合には、そうでない場合もあり得るといえることです。それに対して、ハイパーリンクのほうは、行為の客観的な性質としては情報の所在を示しているだけであって、そのリンク先の情報内容にコミットしてそれを拡散しているわけではないというように通常は捉えられているので、侵害行為を助長するとか、容易にするなどの主観的な要件を充たす場合に違法となるというふうには、そこで区別されているのではないかと思います。それぞれの行為の評価は、これとは反対の見方もあり得るとは思いますが、リツイート行為については、結論としては、主観的要件の充足を個々に判断することが必要であるというよりは、リツイートが拡散目的でされるものだからという説明でよいというのが私の趣旨です。

○**央戸** 個別の判断というよりは、リツイートとはどういう意味ですね。

○**森田** リツイートとはこういうものとして一般に理解され、利用されているのだからということ。そういう理解ではないという反論ももちろんあって、リツイートについても単なる情報を共有するツールであって、リツイートしても元ツイートの情報内容については何らコミットしていないと捉える見方もあり得るところです。このような立場からすれば、むしろツールとしてリツイートというものを、情報の基盤として発展させるべきだという考え方もあり得るかと思いますが、普通はそのようには考えられていないのではないかと思います。

○**央戸** 森先生、お願いいたします。

○**森** リツイートについて私が申し上げたようなものは例外的ケースなのかもしれませんが、それでいいのかもしれませんが、ただ、それとハイパーリンクとの違いがよく分からなかったのです。ハイパーリンクとの違いというのは、ハイパーリンクは設置した場合であっても踏むかどうか分からないから、原則として拡散の意図があるとは言えないということなのではないでしょうか。

○**森田** はい、私はそういう趣旨です。

○**森** なるほど。先ほどの話に戻りますが、ハイパーリンクは置いても拡散の趣旨でないのが原則だけでも、リツイートは拡散の趣旨がある。リツイートは納得しますが、個人的にハイパーリンクについては感覚的に若干違うところがあります。

○**森田** リツイートでは、元ツイートの情報もその内容に一応入りますよね。ハイパーリンクのほうは所在情報だけであって、それ自体として違法な情報は何ら発信していないという違いはあろうかと思います。違法な情報を発信したのは他人であって、そこにアクセスすることを容易にするというのがリンク行為ですから、他人の違法行為を助長するという幫助の形で初めて違法になるのであって、リンク行為は単独では違法行為とはならない。この点は、著作権侵害の場合には、よりはっきりしていて、リンク行為によっては著作権侵害は一切行われていないので、リンク元の著作権侵害行為に従属する形でしかその違法性を認定することはできないと思います。

○**森** 著作権の場合は、なぜか著作権に特殊な考え方をしているので、それは構わない

のですが、確かにリツイートの場合は、元ツイートというのがリツイートの中にそのままの形で含まれて表示されます。ハイパーリンクの場合は URL が見えるだけであって、そのままの形では表示されないということがあるのかもしれないですね。もしかするとフレームリンクみたいな、あるいはイメージリンクみたいな直接表示されるようなものであれば、リツイートと同じ扱いをするということはできるのかもしれないのですが、やはりもう少し考えたいと思います。

**○ 央戸** おそらく今お話になっている、リツイート、いいね、ハイパーリンクを置くという行為とイメージリンクのような場合と、具体的なインターネットユーザーの SNS 上の行動について、これまで委員の先生方が持たれているイメージであったり、意見であったり、あるいは実務上こういうことについてこう対応したいと思っているということ、Excel の表のような感じかもしれないのですが、一度整理をさせていただきたいと思いません。

**○ 森** そうしていただければ有り難いです。経済産業省の「電子商取引及び情報材取引等に関する準則」にリンクの法的性質というのがあります。そこに私が申し上げたようなイメージリンクや著作権の問題などが挙げられていますので、ご参照いただければと思います。

**○ 央戸** ほかにいかがでしょうか。論点 3 については、(2)のまとめサイト、(1)の同定の問題、(6)のハンドルネームのように比較的議論が少ないのではないかと思われるものを後ろに回したのですが、いやいや、議論はいろいろあるということかもしれません。次回、そこから再開させていただくにしても、現時点でご注意いただく点が(1)(2)(6)にあればいただきたいと思います。いかがでしょうか。森先生、お願いいたします。

**○ 森** 次回、もし忘れていたらいけないので申し上げておきます。資料 6 の 2 ページの下の方の引用裁判例です。同定に関する。東京地裁平成 29 年 9 月 14 日ですけれども、「本件投稿の『サビ残常習』とはサービス残業常習の意味と理解するのが自然であり」というのは、名誉を毀損するかどうかというところの当てはめの引用をされていますが、これより 1 つ上の段落に同定のことが書かれていますので、引用部分を変えていただくのがいいと思います。

**○ 央戸** そこはまた事務局において注意いただければと思います。ほかに今日の時点でご注意いただく点、ご指摘いただいたほうがいい点はありますか。再び森先生、お願いいたします。

**○ 森** 場所をお示しできなくて申し訳ありませんが、確か権利侵害のところ、投稿の後で書かれた情報を事後的に参照していいかどうか。それも考慮して権利侵害の有無を考えていいかどうかというところで、別にそれでいいというようにお書きいただいたと思っています。それには私も全く賛成です。損害賠償請求はできないかもしれないけれども、削除できていいのではないかというのは、お書きいただいたとおりました。それと同じことがおそらく同定の問題についても言えて、同定も、そのときは分からなかつ

たかもしれないけれども、時間的にその後の投稿からすると同定できるという場合に、それを同定しているから権利侵害だと言うことも同じようにできると思います。

**○央戸** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。おそらくほかにもいろいろなご意見、ご指摘があろうかと思えます。本日も非常に多くのご意見をいただいて、例によって私の不手際であったり、私が議論を混乱させてしまった点があり、なかなか先に進まなくて事務局は大分ご心配があるかもしれません。(1)(2)(6)の同定、まとめサイト、ハンドルネームの各項目についてご意見があれば次回の冒頭に伺って、その上で、その先の論点4、論点5、できれば論点6までの議論をさせていただけないかと考えております。

これまでのご議論の取りまとめについては、前回も申し上げましたけれども、事務局と中間取りまとめに向けた準備を行い、改めて委員の先生方にお示しさせていただければと考えております。

日程ですが、中間取りまとめに向けて作業をする関係で、少し回数を詰めて行う必要があるかと思っております。1か月ではなくて3週間ぐらいですが、10月18日の18～20時が先生方のご都合が揃うということですので、この日程でよろしゅうございますか。ありがとうございます。では、次回の日程は10月18日の18～20時とさせていただきたいと思えます。

ほかに特にならなければ、以上で、第6回の検討会を終了させていただきたいと思えます。本日は活発なご議論をいただき、ありがとうございました。